

＜当面実施する、又は検討している主な事業＞

- 水俣病被害者も多数働く水俣産業団地のゼロカーボン化に向けたバイオマス熱電併給施設等の設計・整備
- 地域経済循環を改善するための環境金融制度の構築
- 企業連携推進事業（経済界のもやい直し事業）
- 低炭素型温泉塩製造施設の整備
- 肥薩おれんじ鉄道の車両改造（観光列車の導入）
- 低炭素型観光商品の開発
- 環境に配慮した食の地域ブランドづくり
- 環境大学院構想等の具体化 など



水俣産業団地全景（水俣市撮影）

③国立水俣病総合研究センターによる取組

平成 23 年 7 月に、水俣市の市街地中心部に、地域の人々の交流促進にも資するよう、中心市街地活性化のための調査拠点を新たに開設しました。また、本年 7 月 5 日に慶応義塾大学大学院政策メディア研究科と、九州外の大学とでは初めてとなる連携・協力協定を締結し、環境をテーマとした研究を行う学生・研究者の受け入れ体制を整えました。

今後は、他の大学等とも連携しながら研究を通じて幅広く水俣病発生地域の振興に貢献し、また、国際的な水銀汚染の防止に関する条約の採択（予定）を受けた国際情報発信機能の強化等を念頭に、国立水俣病総合研究センターの所掌の拡大、体制の充実について検討します。



国水研と慶大院の連携・協力協定書



国立水俣病総合研究センター

（２）地域の絆の修復

水俣病に関する偏見・差別の解消を図り、地域社会の絆を修復するため、地域の融和（もやい直し）についての所要の施策を、引き続き進めていきます。具体的には、水俣病犠牲者の慰霊式、子供たちと水俣病被害者の方々との交流事業、水俣病問題の環境学習等を推進する事業、発生地域の子供たちが国内外に向けて水俣病の教訓等を発信していく担い手としての人材育成事業、新潟県におけるロバダン（炉端談義）の開催といったフィールドミュージアム事業などに対して補助を行っていきます。

また、新潟においても慰霊式の開催、慰霊碑の設置実現のため、関係者の合意が得られるよう、引き続き、関係地方公共団体や地元の方々と対応を検討します。

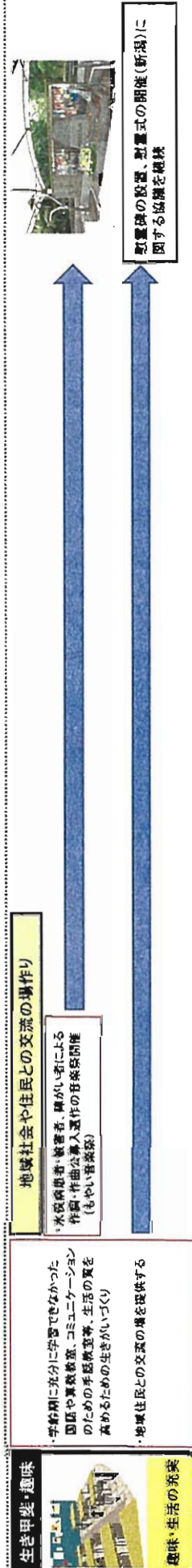
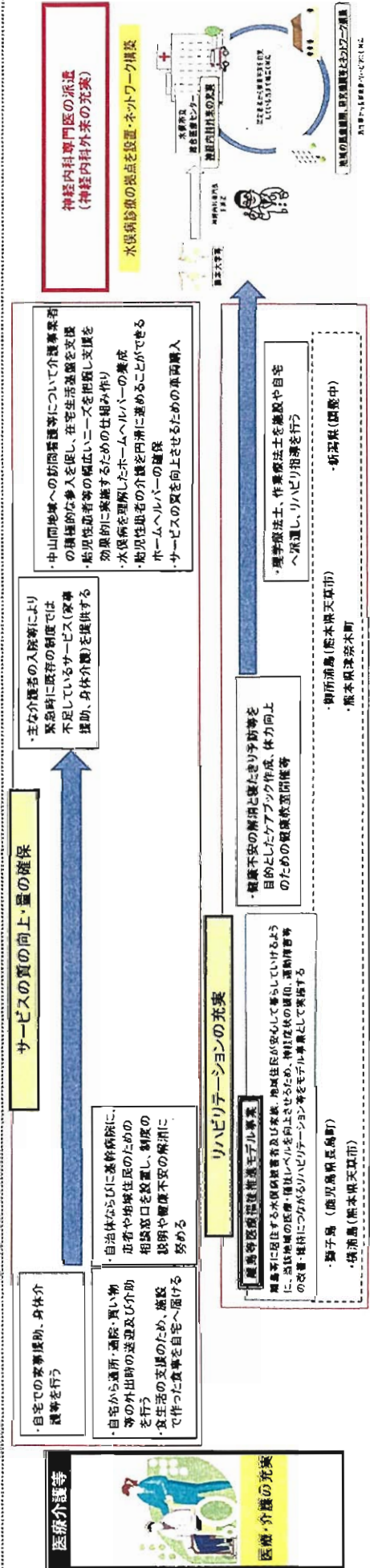
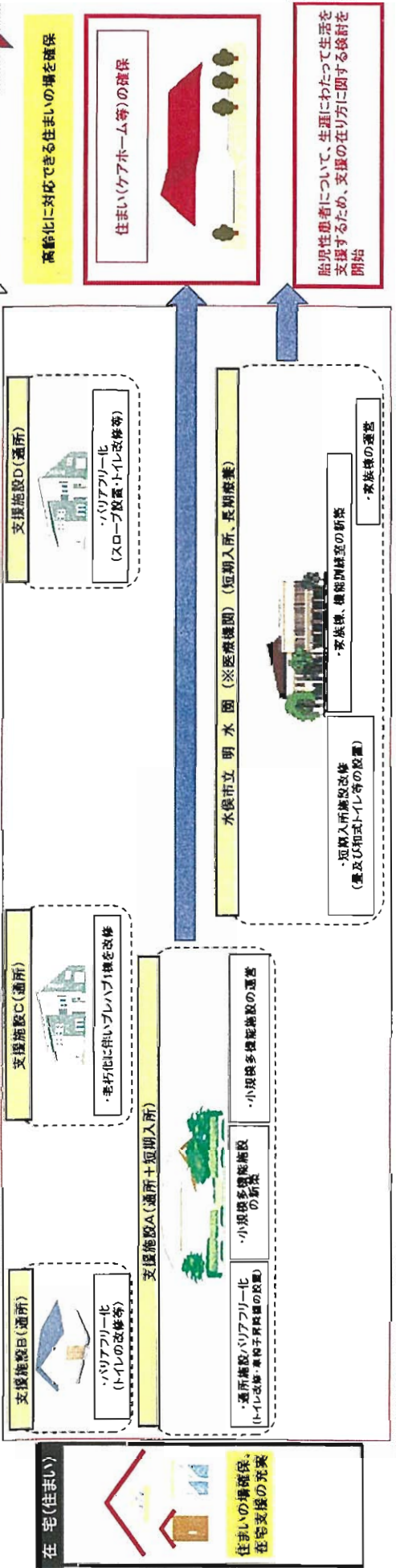
（３）人事交流の開始

本年 7 月 1 日から、環境省と水俣市の間で人事交流を開始しました。環境首都水俣創造事業等の地域振興事業の推進及び地域経済の活性化に事務レベルで取組む職員を環境省から派遣し、現場の行政を習得させつつ諸事業の検討・実施等への更なる貢献に努力します。他方、水俣市から環境省九州地方事務所に職員を受け入れ、国の制度及び国の事務事業の推進方法等を会得していただくともに、国と地方のパイプ役を担い、自治体の視点を国の行政に生かしていただくことを期待しています。

水俣病発生地域医療・福祉連携推進事業の方向性

※胎児性患者を始めとする認定患者

18年度 19年度 20年度 21年度 22年度 23年度 24年度 今後



※その他の地域全体

水俣病発生地域医療・福祉連携推進事業の方向性

18年度

19年度

20年度

21年度

22年度

23年度

24年度

今後

医療・介護等

サービスの質の向上・量の確保

・自治体ならびに基幹病院に、患者や地域住民のための相談窓口を設置し、制度の説明や健康不安の解消に努める

・被害者利用施設関係者と行政担当者が定期的に意見交換を実施し、地域の保健福祉に関する要望を把握する

医療・介護の充実

リハビリテーションの充実

・水俣病発生地域連携推進モデル事業

・水俣病発生地域連携推進モデル事業
・水俣病発生地域連携推進モデル事業
・水俣病発生地域連携推進モデル事業
・水俣病発生地域連携推進モデル事業

・獅子島（鹿児島県長島町）
・横浦島（熊本県天草市）

・健康不安の解消と寝たきり予防を目的としたケアアップ作成、体力向上のための健康教室開催等

・理学療法士、作業療法士を施設や自宅へ派遣し、リハビリ指導を行う

・御所浦島（熊本県天草市）
・熊本県津奈木町

・新潟県（調整中）

・中山間地域への訪問看護等について介護事業者の積極的な参入を促し、在宅生活支援を支援する

・水俣病を理解したホームヘルパーの養成

・健がい者への介護サービスの不足している地域での事業所の確保

・障害者相談支援事業所の相談員を増員し、相談体制を充実

・胎児性患者等の幅広いニーズを把握し支援を効果的に実施するための仕組み作り

・地域住民自ら高齢者、障害者等を見守り支えあう活動の支援

・サービスの質を向上させるための車両購入

神経内科専門医の派遣（神経内科外来の充実）

水俣病診療の拠点を設置・ネットワーク構築



地域の医療機関、研究機関等とネットワーク構築

生き甲斐・趣味等

趣味・生活の充実

・もやい館（水俣市）
・おれんじ館（水俣市）
・ぎすなの里（芦北町）
・新築（平成30年）

・水俣病患者・被害者、障がい者による作詞・作曲公募入選作の音楽祭開催（もやい音楽祭）

地域社会や住民との交流の場作り

・ふれあいセンター（水俣市）の改修整備

・いさな館（天草市）の新築

・文島活力推進センター（芦北町）の新築

・PC教室や健康指導等、高齢者の生活の質を高めるための生きがいづくり、地域住民が交流を深めるためのふれあい作りを促進

配置調整の設置、配置式の開催（新潟）に関する協議を継続

②石綿健康被害救済制度について

- ・ 石綿救済法における肺がん等の判定基準の見直しについて
- ・ 中皮腫登録事業について

石綿救済法における肺がん等の判定基準の見直しについて

1. 背景

石綿による健康被害の救済に関する法律（以下「石綿救済法」という。）では、医療費等の給付に必要な認定において、石綿を吸入することにより指定疾病にかかった旨の医学的判定を行うこととされており、その判定基準は環境保健部長通知（※）に定められている。

平成 24 年 3 月に石綿による疾病に係る労災認定基準が改正されたことを踏まえ、石綿救済法における判定基準についても見直しの検討が求められている。

※「石綿による健康被害の救済に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行（指定疾病の追加）について」（平成 22 年 6 月 10 日環保企発第 100610001 号）

2. 労災認定基準改正の概要

労災の認定基準は労働基準局長通知に示されており、平成 24 年 3 月に同通知が改正され、石綿による疾病に関し、「肺がん」と「びまん性胸膜肥厚」に関する認定基準の見直しが行われた。

対象疾病	労災制度 改正
中皮腫	変更なし
肺がん	新たな指標の追加等（参考資料 1 参照）
石綿肺（じん肺）	変更なし
良性石綿胸水	変更なし
びまん性胸膜肥厚	肥厚の厚さの要件を廃止（参考資料 2 参照）

3. 今後の予定

年度内に石綿健康被害救済小委員会（委員長：浅野直人福岡大学法学部教授）を開催し、調査・審議を行う。

平成 24 年 12 月 救済小委員会（年度内に 2 ～ 3 回開催予定）

平成 25 年 2 月 報告書を取りまとめ

労災における石綿による疾病の認定基準（肺がん関係）の改正のポイント

改正前の基準			
	医学的所見	石綿作業 従事期間	業務上外 の判断
1	石綿肺所見	—	○
2	胸膜プラーク所見または石綿小体・石綿繊維	10年以上	○
		10年未満	△ (個別検討)
3	乾燥肺中の石綿小体(5000本以上)または石綿繊維(5 μ m超:200万本以上等) 上記の基準に達しない場合	—	○ △ (個別検討)

改正後の基準				
	医学的所見	石綿作業 従事期間	業務上外 の判断	備考
1	石綿肺所見	—	○	〈現行どおり〉
2	胸膜プラーク所見	10年以上	○	当面、現行を維持 ただし、石綿製品製造の業 務については、平成8年以 降の期間を原則1/2で評価
		10年未満	△(個別検討)	
	広範囲の胸膜プラーク所見 ・エックス線写真で確認できる場合 ・CT画像で胸壁の1/4以上ある場合	1年以上 1年未満	○ △(個別検討)	〈新たな基準〉
3	①乾燥肺重量1g当たり5000本以上の石綿小体 ②乾燥肺重量1g当たり200万本以上の石綿繊維(5 μ m超) ③乾燥肺重量1g当たり500万本以上の石綿繊維(1 μ m超) ④気管支肺胞洗浄液1ml中5本以上の石綿小体 ⑤肺組織切片中の石綿小体又は石綿繊維 乾燥肺中の石綿小体が1000本以上5000本未満	1年以上	○	〈基準の明確化〉
		1年未満	△(個別検討)	
		—	△(個別検討)	〈基準の明確化〉
4	びまん性胸膜肥厚 ※診断方法等や認定基準については、当該疾病の報告書のポイントを参照	—	○	〈新たな基準〉
5	医学的所見は不要	5年以上	○	〈新たな基準〉 次の3作業のいずれかに 従事 ・石綿紡織品製造作業 ・石綿セメント製品製造作業 ・石綿吹付け作業

労災における石綿による疾病の認定基準（びまん性胸膜肥厚関係）の改正のポイント

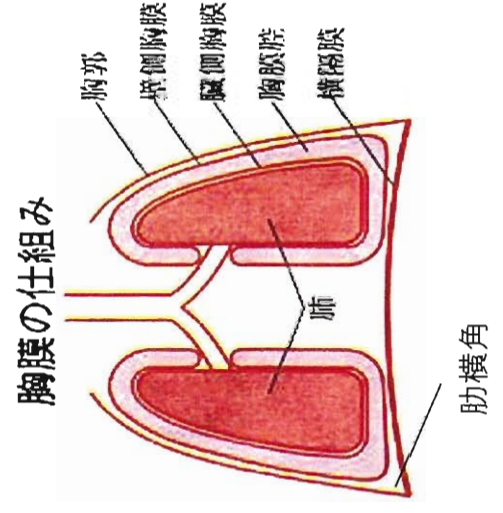
1 認定基準

改正前の基準 (以下の①～④をすべて満たす)	改正後の基準
① 石綿作業従事期間3年以上	① 現行どおり
② 著しい呼吸機能障害がある	② 現行どおり
③ 肥厚の厚さ5mm以上	③ 不要（肥厚の厚さは問わない）
④ 肥厚の広がり ・片側のみある場合：側胸壁の1/2以上 ・両側にある場合：側胸壁の1/4以上	④ 現行どおり

2 認定に当たっての留意事項

びまん性胸膜肥厚の適正な診断の確認

- びまん性胸膜肥厚とは、石綿ばく露を原因として臓側胸膜と壁側胸膜が癒着して広範囲に肥厚する状態を指すが、その診断は認定基準の別添2（「びまん性胸膜肥厚」の診断方法）の内容に則して行われたものであること。
- びまん性胸膜肥厚と同様の状態は、石綿関連疾患以外の肺疾患等に伴いよくみられるものであることから、他の疾患との鑑別が適切に行われていること。



中皮腫登録事業について

1. 背景

石綿健康被害救済制度における指定疾病の1つである中皮腫については、診断や治療が容易でないことから、中央環境審議会「石綿健康被害救済制度の在り方について（二次答申）」（平成23年6月）において、中皮腫に関する治療内容や生存期間等の情報を集約し、活用する必要性について指摘されている。

（参考）中央環境審議会二次答申「石綿健康被害救済制度の在り方について」（平成23年6月）

3. 運用の改善・強化や調査研究等の推進等について

（3）調査研究の推進

制度利用アンケートにおいては、被認定者や家族がより良い療養を行えるような環境整備としてどのようなものが必要かとの問に対し、治療法の研究・開発、治療法や療養、介護に関する情報提供という回答が多数出されたところである。診断や治療が容易でない中皮腫については、情報を集約し、治療法などに応じた予後の分析を行うことは治療法の向上を図るため重要である。このため、中皮腫についてもがん登録制度を参考にしつつ、救済制度の中で機構に集まる治療内容や生存期間の情報を活用しながら調査研究を行い、その結果を広く認定患者や、医療機関に対し、情報提供することについて検討すべきである。

2. 事業の目的及び内容

（1）事業目的

中皮腫患者の情報を整理、蓄積、解析することで、中皮腫の①治療法の向上、②診断精度の向上、③中皮腫の発症動向の把握及び推計への活用を図る。

（2）事業内容

想定される主な内容は以下のとおり

- ・中皮腫罹患者等についてのデータベースの作成
- ・データベースに登録された情報の解析
- ・解析結果の医療機関等への情報提供
- ・過去に中皮腫と認定された症例の整理等

3. 今後の進め方

中皮腫登録に関する検討会を立ち上げて、平成24年度内を目途に、以下の点について検討を行い、平成25年度から登録を開始する予定。

- ・登録項目
- ・登録体制
- ・その他

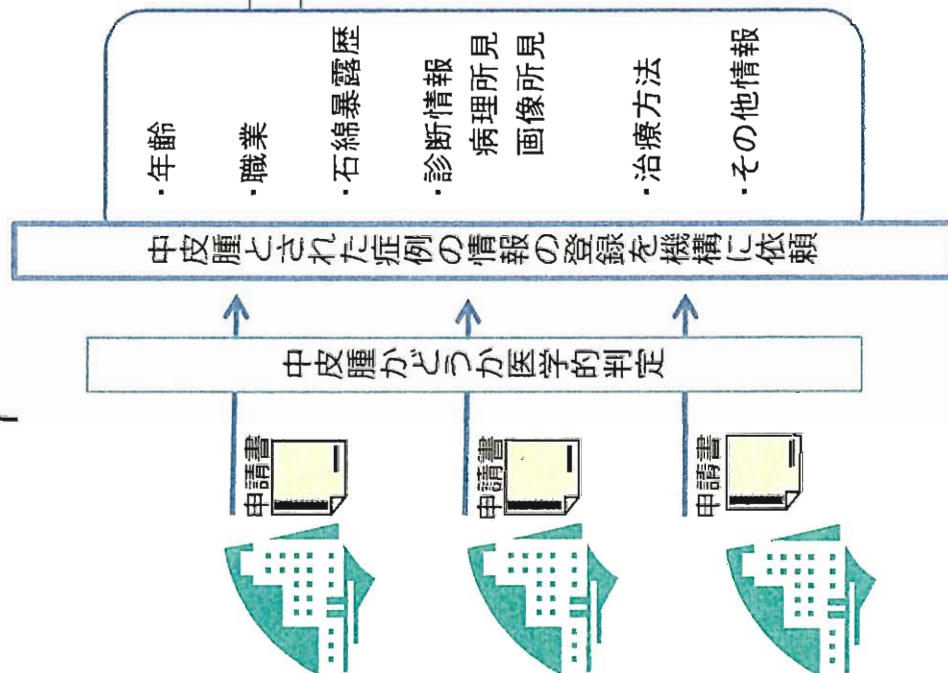
中皮腫登録事業（イメージ）

診断や治療が容易でない中皮腫について、診断・治療内容、生存期間等の情報を整理、蓄積、解析することにより、中皮腫の診断精度の向上、治療法の向上を図ることが必要。

※中央環境審議会 2次答申「石綿健康被害救済制度の在り方について」（平成23年6月）

環境省（救済制度）

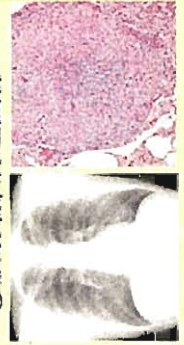
独立行政法人 環境再生保全機構



①中皮腫症例一覧(Excel)

番号	年齢	性別	部位
1	75歳	女	・
2	66歳	男	・
3	84歳	男	・
・	・	・	・
・	・	・	・
・	・	・	・

②放射線/病理画像



データ解析

- ・治療法の向上
- ・診断精度の向上
- ・発症動向の予測

結果の周知

(パンフレット等を医療機関等へ提供)

救済の認定数は、年間
約600例

③化学物質審査制度について

- ・ 化学物質審査規制法の施行状況
- ・ 中国及び韓国の化学物質管理動向

化学物質審査規制法の施行状況

化学物質審査室

1

目次

1. 化審法の概要及び施行状況
2. 化審法に基づくスクリーニング評価
3. 化審法に基づくリスク評価
4. 有機顔料中に副生するPCB
5. ヘキサブロモシクロデカンの審議状況

2

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）

目的

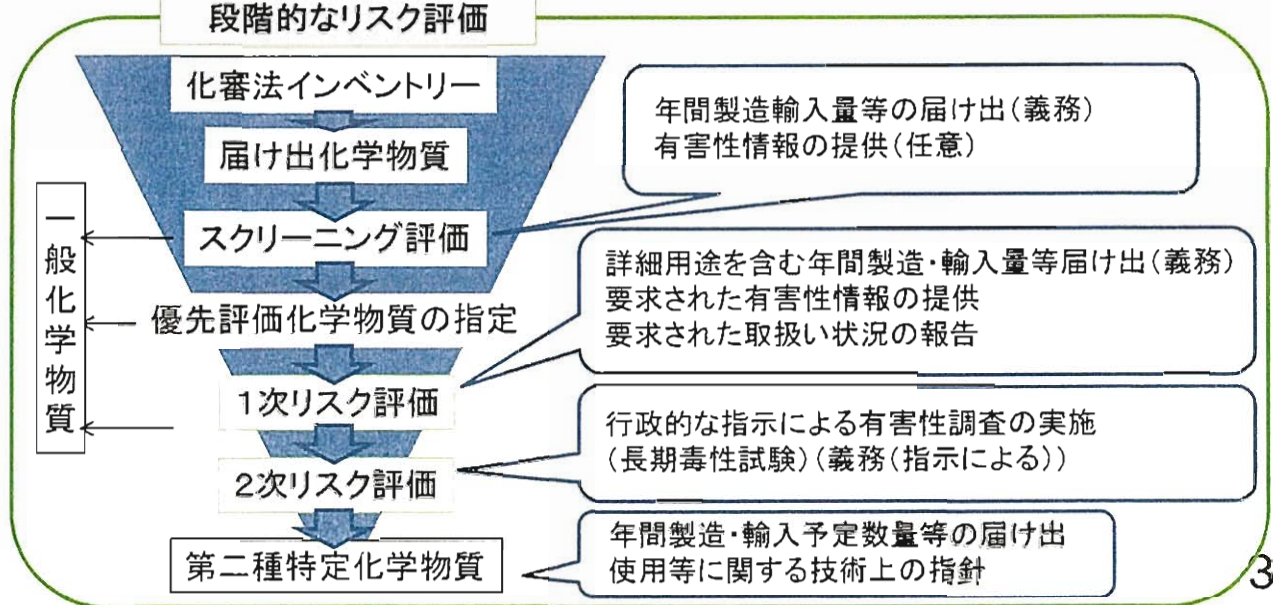
人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息・生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染を防止。

新規物質の
事前審査と規制

既存物質の
継続的な管理措置

性状に応じた規制
分解性・蓄積性・長期毒性

段階的なリスク評価



規制対象物質の指定状況

H24年3月

規制対象物質の種類	定義	指定物質数
第一種特定化学物質	難分解性、高蓄積性、人又は高次捕食動物への長期毒性	28
第二種特定化学物質	人又は生活環境動植物への長期毒性、相当広範な地域の環境中に相当程度残留	23
監視化学物質	難分解性、高蓄積性、人又は高次捕食動物への長期毒性は不明	38
優先評価化学物質	低蓄積性、第二種特定化学物質の有害性要件（人又は生活環境動植物への長期毒性）に該当しないことが明らかであるとは認められない、環境中に相当程度残留	95

新規化学物質の届出または審査の特例

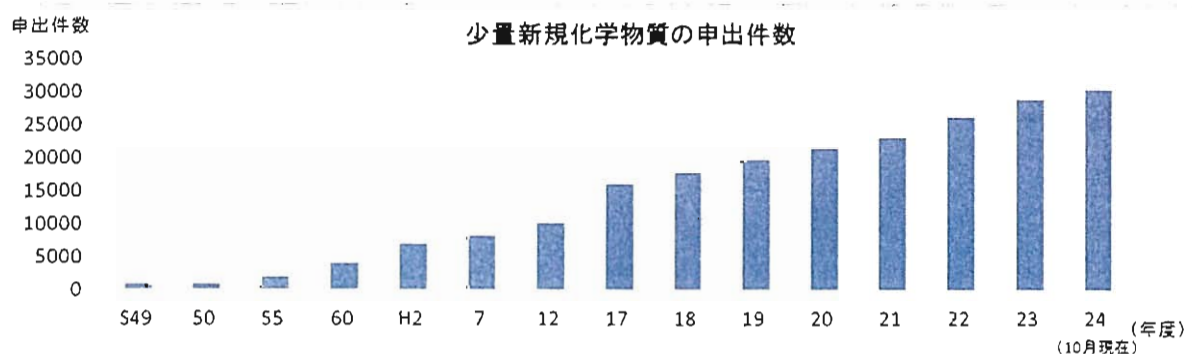
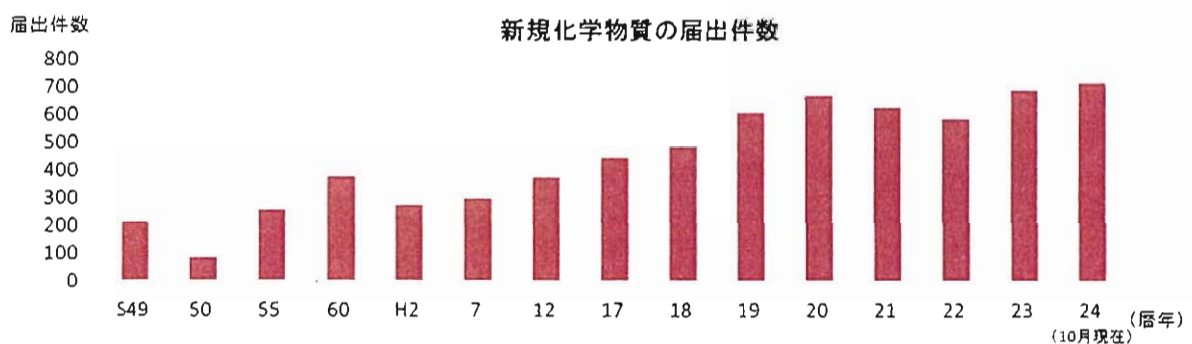
	内容
少量新規化学物質	国内での年間の製造・輸入量の予定数量が一トン以下で既知見等から判断して環境の汚染が生じて人の健康または生活環境動植物の生息等に関わる被害を生ずるおそれがない旨の確認を三大臣より受けた物質
中間物等	予定されている取り扱い方法からみて、その新規化学物質による環境の汚染が生じるおそれがないものとして、政令で定める場合（中間物、閉鎖系等用途、輸出専用品）に該当する旨の三大臣の確認を受けた物質
低懸念高分子化学物質	高分子化合物であって、これによる環境の汚染が生じて人の健康または生活環境動植物の生息等に関わる被害を生ずるおそれがないものとして三大臣の確認を受けた物質
低生産新規化学物質	国内の一年間の製造・輸入予定数量が年間十トン以下の新規化学物質について、事前の審査の対象とした上で、難分解性であるものの高蓄積性ではないとの判定・通知を受けた場合には、十トン以下であること等について三大臣が事前の確認を行うとともに、事後の監視（報告徴収や立ち入り検査）がなされることを前提に、製造・輸入ができることとする物質

5

化審法の施行状況

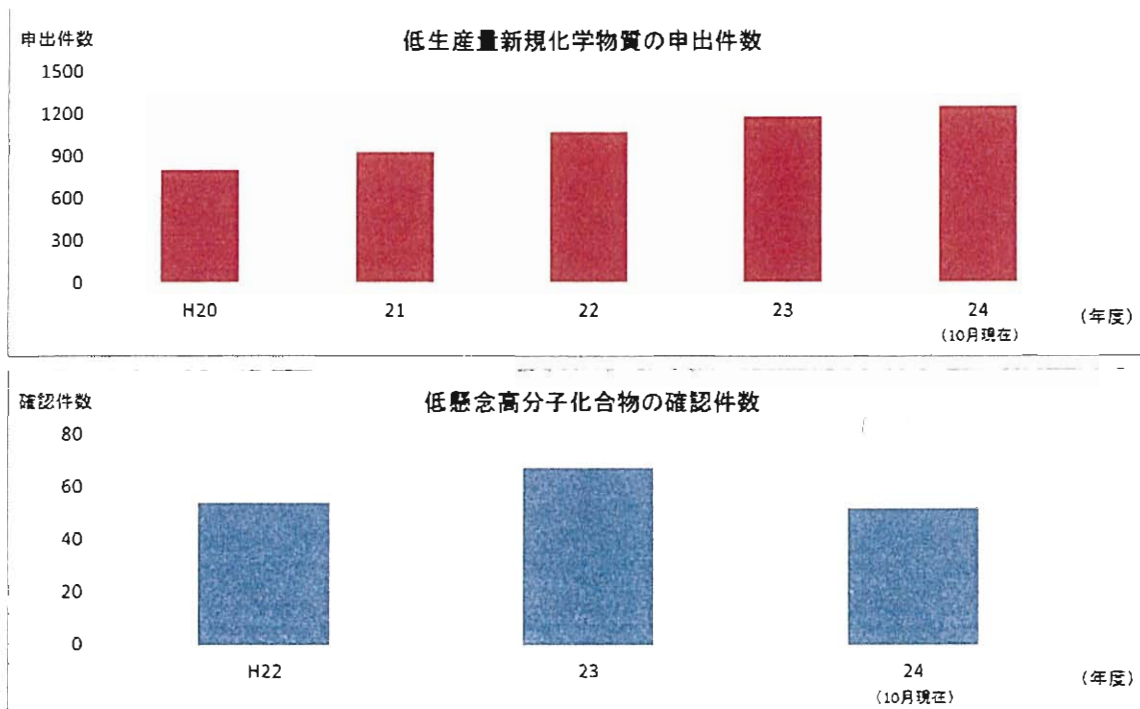
新規化学物質の事前審査①

- 新規化学物質の届出件数は増加傾向にあり、平成24年（10月現在）の届出件数は711件。
- 平成24年度（10月現在）の少量新規化学物質の申出件数は30,060件。



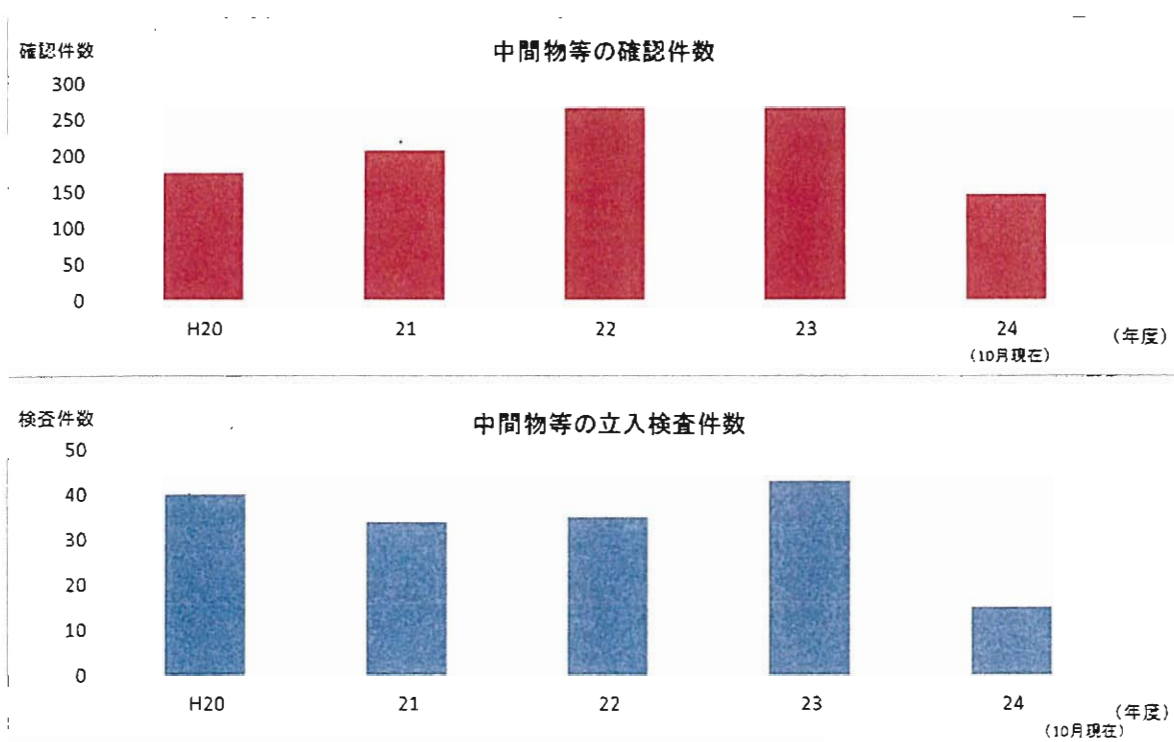
化審法の施行状況 新規化学物質の事前審査②

- 低生産量新規化学物質の申出件数も増加傾向にあり、平成24年度の申出件数は1,248件。
- 平成22年4月より運用が開始された低懸念高分子化合物の平成24年度の確認件数は52件。
(いずれも10月18日現在)



化審法の施行状況 新規化学物質の事前審査③

- 中間物等の確認件数も増加傾向にあり、平成24年度（10月18日現在）の確認件数は146件。
- 平成24年度（10月18日現在）の中間物等の事業所への立入検査件数は15件。



スクリーニング評価実施状況

○平成23年4月

88物質を優先評価化学物質に指定

旧第二種監視化学物質・旧第三種監視化学物質についてスクリーニング評価を実施。

第二種監視化学物質から75件、第三種監視化学物質から20件、優先評価化学物質を指定。

○平成24年3月

1物質を優先評価化学物質から削除、8物質を優先評価化学物質に追加指定

⇒ 優先評価化学物質合計:95物質

一般化学物質について先行的なスクリーニング評価を実施。

人健康影響の観点から6件、生態影響の観点から4件、優先評価化学物質を指定。

○平成24年7月

46物質を優先評価化学物質相当と判定。名称等を精査した上で年内に追加指定予定

一般化学物質についてスクリーニング評価を実施。

人健康影響の観点から31件、生態影響の観点から21件が優先評価化学物質相当と判定された。

今後、更にスクリーニング評価を進め、優先評価化学物質を追加していく予定

9

平成24年度 優先評価化学物質への追加 (H24.7月結果)

プロパン-1, 2-ジオール

ギ酸

プロパン-2-オール

アセトン

1-ブタノール

モノエチルアミン

硫酸ジメチル

1, 5, 5-トリメチル-1-シクロヘキセン-3-オン

イソブチルアルデヒド

2-ブタノン

クロロ酢酸

ヨノン

p-tert-ブチル-α-メチルヒドロキシアルデヒド

1, 3, 5-トリクロロイソシアヌール酸

o-クレゾール

クメン

トリエタノールアミン

p-キシレン

アクロレイン

エチレングリコール

グリオキサール

メチルイソブチルケトン

シクロヘキサノン

N, N-ジメチルプロパン-1, 3-ジイルジアミン

テトラヒドロフラン

2-ブトキシエタノール

1-オクタノール

2-(2-エトキシエトキシ)エタノール

2-ブトキシエチル=アセタート

ドデカン-1-オール

安息香酸ベンジル

2-メチルパレルアルデヒド

2-アミノエタノール

1-メチル-2-ピロリドン

キシレン

N, N-ジメチルドデシルアミン=N-オキシド

1-ヒドロキシエタン-1, 1-ジイルビス(ホスホン酸)

2-[3-(ドデカノイルアミノ)プロパー-1-イル(ジメチル)アミノ]アセタート

トリナトリウム=2, 2', 2''-ニトリロトリアセタート

リモネン

ジデカ-1-イル(メチル)アミン

ヒドロキシルアミン

ビス(2-メルカプトピリジン-N-オキシド)亜鉛(II)

ジナトリウム=2, 2'-ビニレンビス[5-(4-メルホリノ-6-アニリノ-1, 3, 5-トリアジン-2-イルアミノ)ベンゼンスルホナート]

ドデシルベンゼンスルホン酸ナトリウム

メチル-1, 3-フェニレン=ジイソシアナート

* 今後、名称等精査の上、官報告示(年内予定)

10

リスク評価の実施状況

○平成23年1月にスクリーニング評価手法について、平成24年1月にリスク評価手法について取りまとめたところ。

○スクリーニング評価については、まず、旧第二種監視化学物質・旧第三種監視化学物質についてスクリーニング評価を行い、改正化審法が全面施行された**平成23年4月に87物質を優先評価化学物質に指定**した。

○この87物質のうち、**製造・輸入数量の全国合計値が10t以上の86物質**について、**最初の段階のリスク評価(一次)評価Ⅰ**を実施した。

※なお、一部の一般化学物質について先行的にスクリーニング評価を行い、平成24年3月に優先評価化学物質に8物質を追加指定しているが、これらについては平成24年6月末までが優先評価化学物質としての製造・輸入数量等の届出期限であり、現時点で暴露評価に必要な情報が得られていないことから、平成24年7月に公表した評価Ⅰの対象とはしていない。

11

リスク評価(一次)評価Ⅰの結果を踏まえた対応の概要

優先評価化学物質（平成23年4月1日指定）		87物質
リスク評価(一次)評価Ⅰの対象		86物質
	平成24年度からリスク評価(一次)評価Ⅲに着手する物質	18物質
	当面の間、リスク評価(一次)評価Ⅰを行い、優先順位を見直す物質	63物質
	当面の間、数量監視を行う物質4（全国推計排出量1t以下）	5物質
当面の間、数量監視を行う物質（製造・輸入数量の全国合計値10t以下）		1物質

1 製造・輸入数量・・・平成22年度実績、平成24年3月30日公表済

2 スクリーニング評価・・・リスクがないとはいえない化学物質を絞り込んで優先評価化学物質を指定するための評価

3 リスク評価・・・化学物質による環境の汚染により人の健康にかかる被害又は生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被害を生ずる恐れがあるかどうかについての評価

4 数量監視・・・過去3年以上、製造・輸入数量の全国合計値10t以下の物質、又は全国推計排出量1t以下の物質、届出不要物質相当と確認された場合、化審法第11条に基づく優先評価化学物質の指定の取消しを行う。

12

有機顔料中に副生するPCBについて

○平成24年2月1日

一部の有機顔料が、非意図的に副生したPCBを含有することを化成品工業協会が報告

有機顔料中のPCB含有量に関わる実態調査を実施し、50ppmを超える品目について製造・輸入および出荷停止と回収を要請した。

○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について(抜粋)

(平成23年3月31日 薬食発0331第5号、平成23・03・29製局第3号、環保企発第110331007号)

3-3 第一種特定化学物質に該当する化学物質が他の化学物質に副生成物として微量含まれる場合であって、当該副生成物による環境の汚染を通じた人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがなく、その含有割合が工業技術的・経済的に可能なレベルまで低減していると認められるときは、当該副生成物は第一種特定化学物質としては取り扱わないものとする。

○平成24年3月～ 環境の汚染を通じた人や生態系への影響等について検討

「有機顔料中に副生するPCBに関するリスク評価検討会」

○平成24年7月～ 工業技術的・経済的に低減が可能なレベルについて検討

「有機顔料中に副生するPCBの工業技術的・経済的に低減が可能なレベルに関する検討会」

検討会情報: http://www.env.go.jp/chemi/kagaku/pcb_list.html

年内を目途に上記検討の結果を取りまとめる予定。

13

ヘキサブロモシクロデカンの審議状況 (1)

➤ 有害性調査指示(2010年9月)

- 6週鳥類繁殖毒性試験①の結果、強い繁殖毒性が認められたこと等を受けて、製造・輸入業者に20週鳥類繁殖毒性試験(※)の実施を指示。

※20週鳥類繁殖毒性試験

ニホンウズラにHBCDを非繁殖照明条件下で8週間、繁殖照明条件下で12週間、計20週間投与し、親鳥の産卵率、卵殻厚、若鶏の生存率等を観察する試験。

➤ 有害性調査の結果等を受けた審議(2012年7月)

- HBCDの製造・輸入事業者が実施した20週鳥類繁殖毒性試験及び環境省が追加実施した6週鳥類繁殖毒性試験②、③を基に三省合同審議会で審議。
- 20週鳥類繁殖毒性試験のNOEC値125ppm、6週鳥類繁殖毒性試験②のNOEC値1ppm未満、6週鳥類繁殖毒性試験③のNOEC値不明とするものの、第一種特定化学物質に該当するか否かの判定は保留とし、今後十分な科学的知見を得た上で改めて審議を行うこととなった。

(注)ヘキサブロモシクロデカン(HBCD):化審法監視化学物質

14

ヘキサブロモシクロデカンの審議状況（２）

	HBCDの異性体構成比等	NOEC	推定根拠
20週鳥類繁殖毒性試験	製造・輸入品を代表するもの α体9.4%、β体7.6%、γ体 82.1%	125ppm	親鳥（雌）の死亡
6週鳥類繁殖毒性試験①	試薬 α体12-13%、β体10-11%、 γ体 76-77%	5ppm	若鳥の生存率低下 繁殖能指数低下
6週鳥類繁殖毒性試験②	20週鳥類繁殖毒性試験と同じ α体9.4%、β体7.6%、γ体 82.1%	<1ppm	無精卵発生率増加 孵化率低下 等
6週鳥類繁殖毒性試験③	試薬 α-HBCD	不明	若鶏の生存率低下等が認められたが、濃度相関性について低濃度側では認められる一方、高濃度側で認められない。

➤ 今後の予定

- ・NOECに差が生じているとの解釈が可能となった原因解明に向けた科学的な検証の実施。
- ・POPs 条約における検討との整合性を確保するため、HBCDに関する最新の有害情報の収集。
- ・鳥類の繁殖毒性に関して、予備的な毒性評価の方法及び有害性調査指示の運用について再検討。

中国及び韓国の化学物質管理動向

化学物質審査室

1

目次

1. 韓国の化学物質管理施策
2. 中国の化学物質管理施策
3. アジア地域との連携

2

1. 韓国の化学物質管理施策



3

化学物質管理関連法制度

対象	所管	法制度
環境経路で影響を及ぼす化学物質	環境部	有害化学物質管理法
作業環境中の有毒・爆発性化学物質	労働部	産業安全保健法
農業用化学物質、肥料	食品農林水産部	農業用化学物質管理法
肥料		肥料管理法
医薬品供給	保健福祉家族部	薬事法
麻薬		麻薬管理法
化粧品		化粧品法
食品添加物		食品衛生法
爆発物の保存・輸送	行政公安部	爆発物安全管理法
		銃砲、刀剣、火薬類等取締法
高圧ガス、産業製品	知識經濟部	高圧ガス安全管理法
		品質管理及び産業製品安全管理法
爆発物の分類、標示 海上輸送	国土交通海事部	船舶安全法

4

有害化学物質管理法

TOXIC CHEMICALS CONTROL ACT

現行TCCA(2006年改正)

韓国における化学物質管理の基礎※となる法律

化学物質の人健康または環境へのリスクを削減し、
有害化学物質を管理することにより、国民の健全な環境
における生活を守る

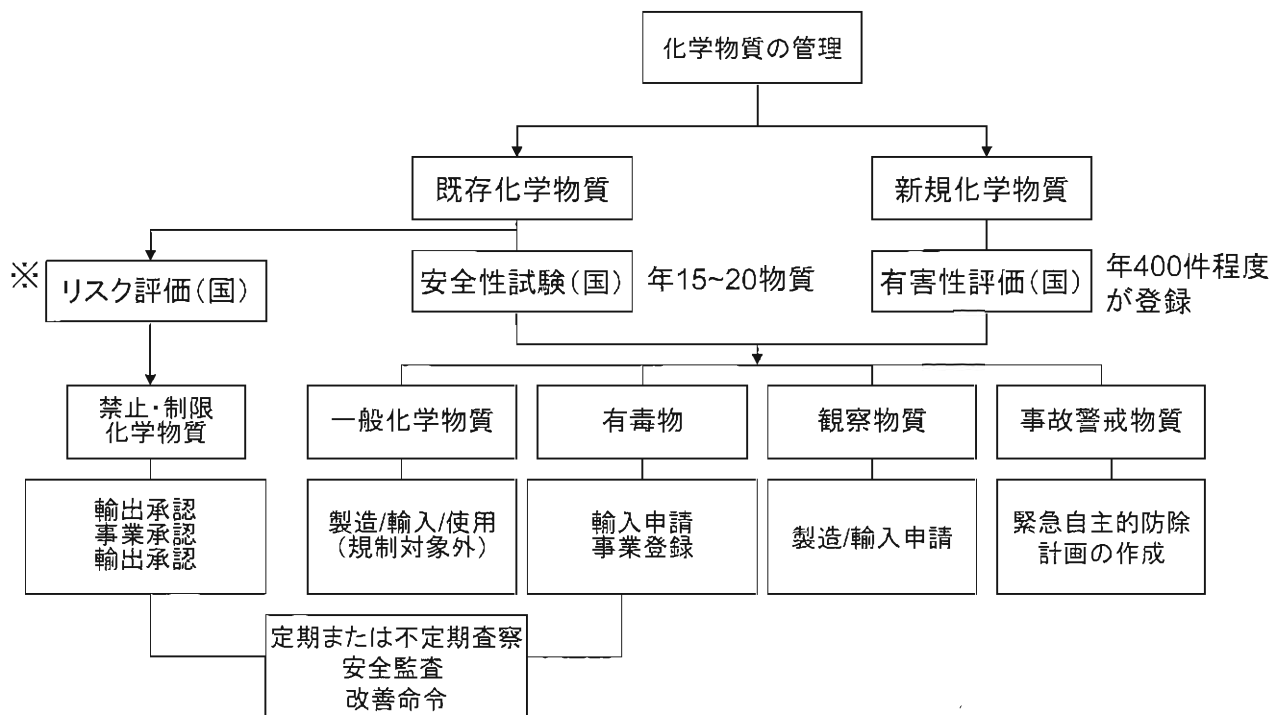
構成(全5章)

有害化学物質管理基本計画、TRIなど
新規化学物質届出、リスク評価等
有毒物質、制限・禁止化学物質の安全管理、化学事故対応等
附則
罰則

※我が国の化審法、毒劇物法、分類・表示、PRTR制度、消防法(一部)に相当する総合的な内容
ハザード管理だけでなくリスク管理も実施
規制対象物質については取扱量(製造/販売/保管/貯蔵/輸送/使用)及び排出量を政府が把握

5

化学物質管理システム(TCCA)



※ POPs等の国際条約に対応

6

化学物質の評価(TCCA)

リスク評価	安全性試験	有害性評価
◆人健康や環境リスクが懸念される化学物質に対しリスクを審査	◆安全性試験結果による有害性に基づき、有毒物や観察物質にあたるかを判定	◆事業者から有害性情報等の提出(必須項目は年々増加)を受け、有害性を審査
◆取扱制限・禁止物質にあたるかを判定	【有害性審査適用条件】 ➢年間10トン以上製造・輸入される観察物質	◆有毒物や観察物質にあたるかを判定
◆リスク削減措置執行	➢年間100トン以上製造・輸入される化学物質 ➢OECD等の国際機関で有害性が認められ韓国政府が評価を決めた化学物質 ➢PIC条約等の国際条約で製造・輸入・使用が禁止または制限される化学物質	【簡易届出適用要件】 1991年2月以前に2つ以上の海外の既存化学物質リストに収載されていた物質

7

化学物質規制状況 (TCCA)

物質分類	定義(TCCA第2条)	選定基準
有毒物 634物質 有害化学物質・観察物質指定 別表1	有害性があるとして有害化学物質管理法施行令第2条により環境部が指定するもの(同施行令付表1)	急性毒性、皮膚刺激性、生物濃縮性、反復投与毒性、変異原性、発がん性、生殖発生毒性、生態毒性
観察物質 98物質 有害化学物質・観察物質指定 別表2	有害性の懸念があるとして有害化学物質管理法施行令第2条により環境部が指定するもの(同施行令付表1)	分解性、生物濃縮性、変異原性、発がん性、生殖発生毒性
制限物質 65物質 取扱制限・禁止物質規定 別表1	特定用途で 사용되는場合、危害性が大きいと認定され、その用途での製造、輸入、販売、保管・貯蔵、運搬または使用を禁止するため、環境部が関連する中央官庁と協議して指定(第32条)するもの	リスクが大きい、国際条約による製造・輸入・使用の禁止や制限等(国際的な制限を参照)
禁止物質 104物質 取扱制限・禁止物質規定 別表2	危害性が大きいと認められ、全ての用途での製造、輸入、販売、保管・貯蔵、運搬または使用を禁止するため、環境部が関連する中央官庁と協議して指定(第32条)するもの	リスクが大きい、国際条約による製造・輸入・使用の禁止や制限等(POPs条約及びPIC条約を参照)
事故警戒物質 69物質 TCCA施行令 別表2	事故の場合に大きな損害をもたらすおそれが高く緊急対応計画が必要と認められ(第38条)、有害化学物質管理法施行令第21条で定めるもの(同施行令付表2)	強い急性毒性、爆発性等

出典: 有害物質の物質数:環境部 有害化学物質管理法ガイド

<http://www.me.go.kr/common/board/fileDownload.do?boardId=chemicals&idx=180946&fileIndex=0&isFileDownload=true>

有害物質以外の物質数:国際化学物質情報システム <http://ncis.nier.go.kr/ncis/>

8

事業者の対応(TCCA)

物質分類	規制内容
有毒物質 634物質 有害化学物質・観察物質指定別表1	輸入申請(第19条)、営業登録(第20条)、取扱施設の管理等(第22条)、分類・表示(第28条)、分類・表示(第28条)、製造、販売、保管、貯蔵、輸送、使用に関する年間結果(データ)報告(第45条及び46条)
観察物質 98物質 有害化学物質・観察物質指定別表2	製造・輸入申請(第31条)、製造、販売、保管、貯蔵、輸送、使用に関する年間結果(データ)報告(第45条及び46条)
制限物質 65物質 取扱制限・禁止物質規定別表1 禁止物質 104物質 取扱制限・禁止物質規定別表2	輸入許可(第33条)、輸出承認(第37条)、営業許可(第34条)、年間実績の報告(第45条及び46条)、製造、販売、保管、貯蔵、輸送、使用に関する年間結果(データ)報告(第45条及び46条)
事故警戒物質 69物質 TCCA施行令 別表2	有害化学物質管理法施行令第22条で定める量(同施行令付表3)以上に取り扱う事業者は、緊急事態対応計画を作成し、環境部に提出(第39条) 事故発生時は、地方自治体、地方環境事務所、警察、消防、労務当局へ通報(第40条)

9

化学物質登録及び評価に関する法律(案)

通称(K-REACH)

【経緯】

○2011年2月～4月

課題の克服と国際調和を目指して、韓国版REACHの制定を目指して予告立法を行い、パブリックコメントを受付。(事前予告)

流通中の化学物質に関する
安全性情報の把握

事前予防的な
化学物質管理の徹底

○2012年9月28日 予告案の修正、国務会議での各省における調整を経て国会に提出



○予告案と国会提出版(案)との差異(2012年9月28日時点)

- ✓新規化学物質(登録対象化学物質を含む)の登録義務を0.5トンから1トン以上とした
化学物質を製造・輸入するための報告義務条件を年間1トン以上2を年毎実施 (第8条)
- ✓評価物質に対する予備登録規定の削除 (立法予告第12条、立法予告第13条)
- ✓電子登録申請手続きの追加 (第31条)
- ✓罰則の一部軽減化 (第42条)

10

TCCA と K-REACH 機能の比較



VS



- ・ 化学物質登録及び評価
- ・ 新規+ 既存化学物質
- ・ ハザード + リスク

- ・ 有害物質管理
- ・ 危険性
- ・ 新規物質の登録

11

化学物質登録及び評価に関する法律(案)

1 化学物質評価に関する基本計画（第7条）

環境部長官は、化学物質の有害性とリスクによる被害を防止するために、5年ごとに化学物質の評価に関する基本計画を策定

2 化学物質の製造等の報告（第8条）

化学物質を年間1トン以上製造または輸入する者は、2年ごとに化学物質の用途や量などを報告

3 化学物質の登録（第10条から第16条）

年間1トン以上の新規化学物質または登録対象の既存化学物質の製造・輸入者は、製造、輸入する前にあらかじめ登録申請が必要

4 登録申請資料の共同提出など（第16条）

登録対象の化学物質ごとに異なる製造・輸入は、原則として共同で登録申請資料を提出

5 有害性審査とリスク評価（第18条から第23条）

環境部長官は、化学物質の製造・輸入者が提出した登録申請資料を検討、化学物質の有害性審査を実施し、有害性審査の結果を基にリスク評価を実施

12

化学物質登録及び評価に関する法律(案)

6 許可物質の指定等(第24条から第27条)

化学物質の審査及び評価結果、リスクがあると懸念される化学物質については許可物質に指定し、深刻な危害をもたらすと認められる場合等には制限・禁止物質に指定する告示を実施。

7 化学物質の情報提供(第28条から第29条)

有害性審査とリスク評価の結果が通知された化学物質またはそれを含有する混合物を譲渡する者は、下位使用者に該当化学物質の化学物質の評価結果などの情報を提供。

8 化学物質情報管理システムの構築・運営(第31条)

化学物質の製造や登録・申請など、大統領令に定める業務を電子的に処理できるようにするため、化学物質情報管理システムを構築・運営しなければならない。

これらの事項は大統領令で定める

9 緑の化学センターの指定及び運営(第32条及び33条)

環境部長官は、化学物質の有害性審査とリスク評価、リスク低減と予防等に関する技術開発などのために専門機関を指定、運営する。

13

POPsの管理

1. POPs調査

✓ 化学物質流通量実態調査 :

大気汚染防止法または水濁防止法に基づく
処理装置のある企業39業種・従業員30人以上

✓ 年次調査の開始 (156ヶ所 1999年)
✓ 同調査結果の一部公表 (59ヶ所 2008年)
✓ 全調査結果全部公表 (3,010ヶ所 2010年)
→ 年々調査ポイントが増加

✓ ダイオキシン排出の管理 :

2001年以降隔年でダイオキシン排出目録を作成し、2005年及び2008年に同目録公表

2. POPs管理法の内容 (2008年1月施行)

✓ POPs管理計画 : POPs管理基本戦略(5年毎) 年間実施計画

有害化学物質管理委員会創設 関係部局省庁の大臣(環境部、知識情報部、農林水産部等)から構成され、計画作成及び実績評価を行う。

✓ 環境管理 : ダイオキシンの耐用一日摂取量および基準の設定

国内モニタリングネットワーク設立

✓ 意図的生成POPsの管理 : 規制・禁止化学物質として認証

✓ 排出施設の管理 : 排出基準の設定、排出施設の影響評価(3年ごと)

✓ POPs廃棄物の管理 : PCBとダイオキシンについて廃棄物基準、リサイクル制限

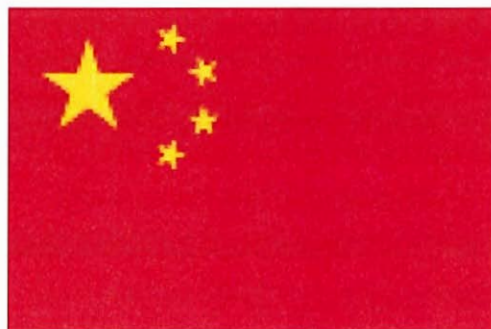
入口から
出口まで、
包括的な管
理が行える
内容

3. 課題

東アジアでのデータウェアハウスのための活動を強化、焼却炉の環境基準の設定
POPs調査の継続、地方/地域/国際連携強化、国内実施計画の更新

14

2. 中国の化学物質管理施策



15

中国の環境法制度の分類と制定機関

レベル	法規制	制定機関	一般的な呼び方
国家	法律 (Law)	全国人民代表大会(日本の国会)及びその常務委員会が制定。過半数の賛成が必要。	〇〇法: 環境保護法
	行政法規 (Administrative Regulations)	国家国務院が制定。	〇〇条例: 危険化学品安全管理条例 〇〇弁法: 廃棄自動車回収管理弁法
	部門規章 (規定: Ministerial Regulations)	国家国務院の所在機関が制定。(国家発展改革委員会、環境保護部)	〇〇弁法: 環境保護製品認定管理弁法 〇〇通知: 上場企業の環境保護の強化のための通知 〇〇意見: クリーン生産の推進に関する若干意見
地方	地方法規 (Local Regulations)	省級人民代表大会及びその常務委員会が制定。	〇〇省(自治区、直轄市) 〇〇条例: 広東省資源総合利用管理条例
	地方政府規章 (規定: Local Governmental Regulations)	省及び大都市の地方政府(行政管理機関)が制定。	〇〇省(自治区、直轄市、副省級市) 〇〇制定
その他	国際環境条約	中国が加盟している国際条約(国内法より高い拘束力を持つ。)	
	環境基準 (Environmental Standards)	国家環境基準は環境保護部が制定。 地方環境基準は省人民政府が制定。地方環境基準は国家環境基準より厳しい基準とすることが可能。	〇〇標準: 生活ごみ埋立汚染制御標準

出典: 株式会社 NTTデータ経営研究所(平成17年3月)「中国・韓国・台湾リサイクル動向調査報告書」に一部加筆
掲載サイト <http://www.env.go.jp/air/tech/ine/asia/china/files/law/law.pdf>

16

化学物質管理関連法制度

対象	所管	法制度
危険化学物質 (他省庁の所管事項を除く)	国家安全生产 监督管理局	安全生产法
作業環境中の有害物質		有毒物質作業場所労働保護条例
環境経由で影響を及ぼす 新規化学物質	環境保護部	新化学物質環境管理弁法
有毒化学物質		化学品の初回輸入および有毒化学 品の輸出入環境管理規定
農業用化学物質	農業部	農薬管理条例
危険化学物質 (安全管理及び事故予防)	商務部	危険化学品安全管理条例
職業病の危害予防、抑制、除去	衛生部	職業病防止法
医薬品管理	国家食品薬品 监督管理局 (衛生部管理)	薬品管理法
化粧品		化粧品衛生監督条例
食品添加物		食品安全法
危険物(可燃性・爆発性化学物質に関する部分)	公安部	消防法
毒物	交通部	劇物化学品購買及び道路輸送許可 証管理弁法

17

新化学物質環境管理弁法 (2010年改正)

中国における基本的な化学物質管理の部門規則 (環境保護部)

新規化学物質による環境リスクを管理、人の健康を保障、生態環境を保護
国が新規化学物質に対しリスク分類管理を実施、かつ申告・登録及び追跡
管理を実施する制度。

対象は、環境汚染防止、健康被害防止、危険性防止、輸出入管理。

構成(全6章)

第1章 一般原則(8 条項)
第2章 通知手順(11 条項)
第3章 通知管理 (9 条項)

第4章 追跡と規制(14 条項)
第5章 法的義務(7 条項)
第6章 附則(3 条項)

18